

許可番号 00821065747

産業廃棄物処分量許可証

住所 茨城県水戸市吉沢町569番地の82

氏名 株式会社 K A I X I A

代表取締役 磯崎 達也

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 大井川 和彦



許可の年月日 平成30年3月13日

許可の有効年月日 平成37年1月25日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

中間処分

破砕：汚泥(*5)(*7), 廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず(*5), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5), がれき類(*3) 以上9種類

切断：廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず(*5), ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5), がれき類(*3) 以上7種類

脱水：汚泥(*5)(*7) 以上1種類

溶融減容：廃プラスチック類（廃発泡スチロールに限る。）(*3)(*5) 以上1種類

造粒固化：汚泥(*5)(*7) 以上1種類

圧縮梱包：廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 繊維くず 以上3種類

※) 記載品目については, (*3)石綿含有産業廃棄物を除く, (*5)水銀使用製品産業廃棄物を除く (*7)水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類, 施設場所, 設置年月日, 処理能力, 許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

別記1のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	変更内容	許可（届出）年月日	変更内容
平成18年1月26日	新規許可	平成28年11月8日	変更届（施設の変更）
平成19年1月24日	変更許可（業の区分変更）	平成29年1月25日	変更許可（品目の追加）
平成23年1月26日	更新許可	平成30年3月13日	更新許可（優良認定）
平成24年9月18日	変更届（住所の変更）	令和元年12月2日	変更届（名称の変更）
平成25年10月28日	優良確認		以下余白

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

存・無

この許可証には「すかし」等の不正防止処理が施してあります。

この許可証には「すかし」等の不正防止処理が施してあります。

別記 1

事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県笠間市安居字清水頭 2 5 5 9 番 1 外 4 筆

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
脱水施設	154.05 m ³ /日 (24 時間)	汚泥(*5)(*7) 以上 1 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0242
破碎施設	廃プラスチック類 11.03 t/日 (15 時間) 木くず 17.33 t/日 (15 時間) がれき類 46.62 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず(*3)(*5), がれき類(*3) 以上 6 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0243
破碎施設	廃プラスチック類 65.63 t/日 (15 時間) 木くず 103.13 t/日 (15 時間) がれき類 277.50 t/日 (15 時間)	汚泥(*5)(*7), 廃プラスチック類(*3)(*5), 紙 くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器くず (*3)(*5), がれき類(*3) 以上 8 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0244
破碎施設	廃プラスチック類 256.99 t/日 (15 時間) 木くず 403.84 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず(*5), ガラスく ず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5) 以上 7 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0245
破碎施設	ガラスくず・コンクリ ートくず及び陶磁器くず 795 t/日 (15 時間) がれき類 1170 t/日 (15 時間)	金属くず(付着物に限る。)(*5), ガラスくず・ コンクリートくず及び陶磁器くず(*3)(*5), が れき類(*3) 以上 3 種類	平成 28 年 10 月 24 日 平成 28 年 6 月 21 日 1-1-0246
溶融減容施設	0.75 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類(廃発泡スチールに限る。) (*3)(*5) 以上 1 種類	平成 28 年 10 月 24 日 — —
造粒固化施設	198 t/日 (15 時間)	汚泥(*5)(*7) 以上 1 種類	平成 28 年 10 月 24 日 — —
圧縮梱包施設	廃プラスチック類 143.10 t/日 (15 時間) 紙くず 200.25 t/日 (15 時間) 繊維くず 98.40 t/日 (15 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 繊維くず 以上 3 種類	平成 28 年 10 月 24 日 — —





茨城県東茨城郡茨城町大字小幡字安塚 2 2 4 0 番 4 の一部 外 2 筆

この許可証には「すかし」等の

処理施設

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
破砕施設	16.0 t / 日 (8 時間)	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)(*3) (*5) 以上 1 種類	平成 18 年 1 月 23 日 — —
破砕施設	4.7 t / 日 (8 時間)	がれき類(*3) 以上 1 種類	平成 18 年 1 月 23 日 — —
破砕施設	3.74 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属く ず(*5), ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず(*3)(*5) 以上 7 種類	平成 18 年 1 月 23 日 — —
切断施設	174 t / 日 (8 時間)	廃プラスチック類(*3)(*5), 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず(*5), ガ ラスくず・コンクリートくず及び陶磁 器くず(*3)(*5), がれき類(*3) 以上 7 種類	平成 18 年 11 月 13 日 — —

※) 記載品目については, (*3) 石綿含有産業廃棄物を除く, (*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く
(*7) 水銀含有ばいじん等を除く